

◆◆◆◆ 「明治南小安心安全」のための危機対応マニュアル ◆◆◆◆

台風・荒天・竜巻・積雪等のとき

<登校前>

- ・6:00の時点で、「栃木県全域」または「上三川町」に「警報」が発令(177天気予報)されていて特別な措置がある場合
→ **6:30までに緊急メール**にて「**自宅待機**」「**臨時休業**」等を伝えます。

※その他、積雪等、登校が危険と判断される状況のときも「臨時休業」の連絡をします。
※「登校」との連絡があっても、居住地区の状況により保護者が危険と判断した場合は登校を見合わせ、その旨を学校に連絡してください。
※**前日**に休校や登校時刻の変更のメール配信もあるので、**メールのチェック**をするようにしてください。

<登校後(在校中)>

- ・原則として学校にとどめます。
- ・下校時刻を過ぎても下校できないと判断される場合
→ 学校より「**迎えの依頼**」を**緊急メール**にていたします。



学校(校外活動)でけがをしたとき・病気になったとき

◎ 学校でけがをしたとき、病気になったとき

連絡・・・保護者と連絡を取り医療機関を決める。

学校 ← ① → 保護者 → ② → 病院

①確認 ②受診

<急を要さないとき>
①保護者に学校に出向いていただき、子どもを医療機関へ連れて行っていただきます。
<急を要するとき>
②学校で医療機関に連れて行きます。(救急車を要請する場合もあります。)

※保護者は保険証をもって病院に行ってください。受診結果を学校に報告願います。

◎ 校外学習中にけがをしたとき、病気になったとき

担任等(引率者) → 学校

けがの状態・病気の程度や状況、緊急の対応の仕方について確認します。それ以後の対応は、学校でけがをした場合と同じです。

地震の時			
	震度3以下の地震発生時	震度4～5弱の地震発生時	震度5強以上の地震発生時
登下校時	平常活動 ※地震情報注意	・児童は、家庭か学校の近い方に避難します。 ・どこで引き返すかを決めておく。	・頭を守ります。 ・揺れがおさまったら安全な場所へ避難します。
在校時		・各自即座に地震時対応行動を取ります。 ・揺れが収まったら避難場所(校庭中央)へ避難します。	・各自即座に地震時対応行動をとる。揺れが収まったら避難場所(校庭中央)へ避難します。
在宅時		・登校を見合わせ、自宅待機が地区の一次避難場所に避難します。 ※自宅を離れ避難するときのために、避難場所を玄関に貼るなど安否確認がとれる準備をしておきましょう。 ・子どもは、家族や自主防災本部の指示に従います。 ・誰に(相手)・何で(手段)連絡するかを決めておきます。	【引渡し】 保護者の確認ができた方に引渡します。 ※引渡しができない児童は学校で保護します。電話やメール等不通の場合も学校で保護します。

インフルエンザ等感染症の疑いがある時

◎ 発症の疑いがある場合

登校は控えてください

学校 ← ①確認 → 保護者 → ②受診 → 病院

④ ⑤ ⑥ ⑦

<流れ>
①保護者・学校で事実の確認
②病院にて受診
③医師の診断
④診断結果の連絡→感染症でない場合は元気づいたら登校(感染症に罹患した場合)
⑤療養後、必要に応じて再受診
⑥病院で「登校届」または「意見書」の発行。(「登校届」は保護者が記入、「意見書」は医師が記入する)
⑦「登校届」または「意見書」を持参して登校

欠席等の連絡について

①「すぐー」での連絡【推奨】
・チャネルアクションの欠席等の連絡を入力し送信する。

②連絡帳での連絡
・児童の連絡帳に記入し提出する。

③電話での連絡
・7:45～8:00に電話連絡する。

不審者・凶悪事件等が報告されたとき

学校へ侵入	・警察到着まで全職員で安全確保します。 →警察、保護者に連絡します。 ・ 保護者引渡し →子どもに動揺があるときや下校が危険なときをお願いします。
登下校時に出没	・子ども110番の家などに避難させてください。 ・まずは、下野警察署52-0110に連絡してください。(時間、場所、状況等不審者の特徴等) ・その後、学校へ連絡してください。 →登校は、動揺がおさまってからにします。
近隣で不審者情報等	・状況に応じて、集団下校・引渡し等の判断をし、学校メールにて伝達します。 ・校区内での凶悪事件発生など、登下校に危険がある場合も同様です。 ※対応にご協力をお願いします。

登下校中の交通事故発生時

①連絡を受け次第、現場に急行
・救急車等の要請・応急処置をします。
・警察への連絡をします。
・怪我人に同行して病院へ行きます。
・学校⇄家庭間の連絡確認をします。

②学校による現場確認
・現場確認をします。
(状態、時刻、場所、状況など)
→再発防止策の検討をします。

緊急時の学童対応について

①午前中に児童を帰宅させる場合
→ 午前中学童は運営していません。

②午後通常下校時刻前に帰宅させる場合
→ 学童は運営しています。児童・学童は待機させます。(保護者は学童まで引き取りに来てください。)

③通常の下校時刻で、単に集団下校をする場合や、下校時刻を早めて一斉下校する場合
→ 学童は通常通り運営しています。児童は待機させます。

